

下水汚泥処理処分業務委託仕様書

本仕様書は、京都府（以下「委託者」という。）が管理する浄化センターから排出され、委託者が指定する収集運搬業者が搬入した下水汚泥の処分業務（以下「業務委託」という。）について定めたものである。

第1条 委託業務の内容

- 1 業務の名称
木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分業務委託(下水汚泥(沈砂))
流7上流第13号のA-2
- 2 対象品目（汚泥形態）及び処分方法
 - (1) 汚泥形態 下水汚泥(沈砂)
 - (2) 処分方法 焼却
- 3 委託期間
契約日から令和8年3月31日まで
ただし、契約日から令和7年3月31日までを業務開始準備期間とする。
- 4 予定数量
8 t
なお、予定数量は見込量であって、増減の可能性がある。
- 5 収集場所（下水汚泥積込場所）
相楽郡精華町下狛椋ノ木 地内
木津川上流浄化センター
- 6 収集運搬業者
本業務を共同受託又は単独受託した収集運搬業者
- 7 処分場
本業務を受託した処分業者が所有する処分場

第2条 契約履行について

- 1 搬入
下水汚泥の搬入車両（以下「車両」という。）は、コンテナ又はダンプトラック仕様とし、次のとおりとしているので、搬入のための通行を認めること。
 - (1) 4 t車以上の車両。
なお、4 t車とは、最大積載重量4 t前後の車両をいう。
 - (2) ダンプアップが可能であること。
 - (3) 下水汚泥（固形分又は水分の如何を問わず。）の落下及び飛散による流出防止並びに臭気対策のため、荷台部は次の要件を満たすこと。
 - ア 天蓋又はパワーシート等により、荷台全部を覆うことが可能であること。
 - イ 天蓋等の開閉扉の戸当たり部や後部ゲート部はゴムシート等で完全密閉できること。
- 2 搬入日時等
 - (1) 1日又は1か月当たりの搬入回数
委託者は、下水汚泥の発生状況、処理施設の受入能力及び意見等を総合的に判断し、月間搬出計画書等により別途指示する。指示にあたっては、受託者は次の項目について書面により、意見を述べることができ、委託者はこの意見を参考に指示するものとする。
 - ア 処分状況等
 - イ 搬入日時及び1日又は1か月当たりの搬入回数等について直接関係業務受託者間で調整した結果
 - ウ その他受託者が特に述べたい意見
 - (2) 1日当たりの搬入回数は、1回を想定している。
 - (3) 収集場所での積み込みは、原則として、深夜早朝を除く月曜日から土曜日としているので、搬入日時は、委託者の指定をもとに、収集運搬業者と受託者が協議のうえ受け入れる。
 - (4) 搬入日時及び搬入回数等は、浄化センターにおける下水汚泥の発生状況、処理設備の整備状況又は事故故障状況若しくは収集運搬中の事故、故障、運搬経路中の交通事情又は収集運搬業者の

都合等により変動する可能性があり、委託者の指示と異なる場合がある。

- (5) 緊急時においては、事前協議なしに受け入れを指示する場合があるので、処分場周辺の関係者との協定等で調整が必要等やむを得ない場合を除き、受け入れること。

また、緊急時の他、交通事情等で搬入車両が搬入日時以外に到着した場合は、法令及び近隣関係者との協定等に支障がない限り、処分場敷地内に搬入車両の待機場所を提供するなどの協力を可能な限り行うこと。

3 受入条件の明示等

- (1) 受託者は、本仕様書で示す条件の範囲内で処分場周辺の関係者との協定等で下水汚泥受入に関する条件があれば、速やかに書面にて委託者に明示すること。
- (2) 受託者は、処理設備の計画的な点検等により処理処分や搬入受入の出来ない期間（以下「受入休止期間」という。）があれば、事前に休止期間（日時）及び休止理由を委託者に書面で届け出ること。
- (3) 前項の届出があった場合は、速やかにその他の受託者及び浄化センター間で受入休止期間が重ならないよう調整するものとする。

第3条 法令等遵守事項

受託者は、業務履行に当たり、次の法令等を遵守し、適正に処分を行わなければならない。

なお、業務履行中に発生した事故等については、その原因が委託者の責めに帰すべき場合を除き、受託者が責任を負わなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）
- (2) 計量法
- (3) その他処分先自治体の条例を含めた関係法令

第4条 その他注意事項

- 1 本業務を収集運搬業者と共同受託した場合にあっては、収集運搬及び処分を行う事業者間で十分協議し、協力して業務を履行すること。
- 2 受託者は、近隣関係者等とトラブルが生じないように十分注意し、安全な処分に努めること。
第三者との間にトラブルが生じた場合は、速やかに自らの責任で対処し、必要に応じて関係官庁に通報し、それら一切を委託者に書面報告しなければならない（速報としては、電話やメール等による報告も可とする。）。
- 3 処分量は、その都度トラックスケール等で計量し、日処分量はその合計値とする。
- 4 処理設備の故障等のため、処分が一時的に不可能となる等の緊急時には、原則として、受託者が再委託する等により受託業務を継続できるよう努めなければならない。
ただし、風水害、地震等の自然災害による場合は、委託者と受託者の両方で協議して対処する。
また、緊急時には、委託者においても事前に指示した処分下水汚泥量を変更する等の調整を図るものとするが、協議の上、契約変更又は契約解除をする場合がある。

第5条 提出書類

- 1 作業計画書
作業計画書には次の記載をすること。
- (1) 受託業務概要
- (2) 現場組織表及び窓口等連絡先
緊急時に委託者から連絡する場合の窓口等連絡先で夜間休日も含む。
- (3) 緊急時の体制
事故や故障等の緊急時の受託者内の連絡網を含む（前号と兼ねても良い。）。
- 2 産業廃棄物処分業の許可証
受託者は、廃棄物処理法第14条第6項の許可の有効年月日が委託期間内に到達する場合、遅滞なく許可を更新し、速やかに許可証の写しを委託者に提出しなければならない。
また、許可証の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。
- 3 その他処分先の自治体が求める書類

第6条 委託料の請求について

受託者は、処分が完了した月の処分量を確定し、それに対する次の関係書類を委託者に提出し、委託

者の検査に合格した場合には、受託代金を請求することができる。

- (1) 実績報告書
- (2) 請求書（請求内訳を含む。）
- (3) 電子マニフェストの処分終了報告

第7条 再委託

1 受託者は、廃棄物処理法第14条第16項ただし書きの規定により、本委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、廃棄物処理法及び関係法令に基づく再委託承諾願を事前に提出し、府の承諾を得なければならない。

なお、再委託承諾願には、再委託先に関する第5条の書類を添付すること。

2 再委託について、廃棄物処理法、関係法令及び本委託契約（本仕様書を含む。）に基づき実施しているかを確認するので、受託者は、再委託契約後速やかに再委託契約書の写しを提出すること。

ただし、確認に必要のない部分の開示及び写しの提出は不要とする。

3 受託者は、本委託業務を他の者に再委託する場合、再委託となる者に本委託契約（本仕様書を含む。）の内容を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。

4 受託者は、再委託の内容に変更が生じた場合は、直ちに府の承諾を得て、変更後の内容で本条の1及び2の手続きを行うこと。

第8条 マニフェスト

下水汚泥の処理に際して必要な産業廃棄物管理票は電子マニフェストを使用するので、JWNETに加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

第9条 その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者間で協議する。